

道の駅むなかた h i g o r o (ひごろ) 所管

にぎわい広場 利用規程

《設置目的》

第1条 株式会社道の駅むなかた（以下「会社」という。）は、道の駅むなかたの賑わいを創出するとともに、隣接する花き園芸と工芸雑貨のお店「higoro（ひごろ）」との一体となった良質のくつろぎ空間を提供するため、にぎわい広場（以下「広場」という。）を設置する。

《趣旨》

第2条 この規程は、会社の広場の利用に関し、必要な事項を規定する。

《利用の許可申請等》

第3条 広場を利用しようとする者は、施設利用許可申請書を会社に提出し、許可を受けなければならない。申請期間は、利用日の1か月前からとする。ただし、会社及び株主団体の主催・共催の場合は、この限りではない。

2 会社は、次の各号のいずれかに該当する者については、前項の許可を与えないことができる。

- (1) 他人に迷惑をかけ、又は危険を及ぼす恐れのある者
- (2) 風紀を乱し、又は乱す恐れがあると認められる者
- (3) 感染症患者
- (4) 公益を害し、又は害する恐れがあると明白に認められる者
- (5) その他、管理運営上支障があると認められる者

《行為の制限》

第4条 広場において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、会社が管理のために必要がある場合又は会社の許可を受けた場合は、この限りではない。

- (1) 広場を損傷し、又は汚損すること
- (2) ごみその他の汚物を捨てること
- (3) 土地の形質を変更すること
- (4) 樹木等の伐採をすること
- (5) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること
- (6) 貼紙若しくは貼札をし、又は広告物を掲示すること
- (7) 焚き火をし、又は火気を持ち込み危険な行為をすること
- (8) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止めて置くこと
- (9) 行商、募金その他これらに類する行為をすること
- (10) 業として写真又は映画を撮影すること

《利用の禁止等》

第5条 会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広場の利用を禁止もしくは制限し又は取り消すことができる。

- (1) 公衆の利用に危険であると認められるとき。
- (2) 集団的及び常習的に、暴力的な不法行為を行う恐れのある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 公の行事、会社もしくは広場に関する工事その他これらに類する理由が生じたとき。
- (4) 公序良俗に違反すると認められるとき。
- (5) 前(4)に掲げる場合のほか、広場の適正な管理運営を保つ必要があるとき。

《原状回復》

第6条 許可を受けた者は、その利用が終了したとき又は指定を取り消されたときは、速やかに原状に回復しなければならない。ただし、会社の承認を得たときは、この限りではない。

《損害賠償》

第7条 会社の許可を受けた者が、その責めに帰すべき理由により広場もしくはその付属設備をき損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

《利用料金・物販手数料及び利用区画》

第8条 広場についての利用料金及び施設内での物販手数料・キャンセルは、次のとおりとする。

- (1) 1区画使用料
 - A：物販事業の場合・・・1,000円/回（短時間でも変わらない）
 - B：PR事業の場合・・・2,000円/回
 - C：PR事業で金銭授受がある場合・・・3,000円
- (2) 手数料
 - 上記A：販売合計金額の10%
 - 上記B：無し
 - 上記C：収入金額の10%
- (3) その他
 - ①100V電源の使用・・・使用料に関わらず1口500円/日
 - ②延長コードの貸し料・・・500円/リール
 - ③その他の貸し出しが生じた場合は、協議の上で決定する。
- (4) キャンセルについて
 - ①雨天の場合、前日までの連絡は0円、当日は100%のキャンセル料が必要
 - ②自己都合の場合、前日が50%、当日が100%のキャンセル料が必要

2 利用する区画は、本書面末の図面のとおりとする。

《利用料金の返還》

第9条 既に納入した利用料金は、返還しないものとする。ただし、会社が特に必要と認めるときは、この限りではない。

《利用料金の減免》

第10条 会社は公益上その他特別な理由があると認めるときは、利用料金を減免し又は免除することができる。

《利用時間》

第11条 施設の利用時間は、会社の営業日に準じ、原則午前9時から午後5時までとする。ただし、会社が認めた場合は、この限りではない。

《委任》

第12条 この規程に関し必要な事項は、別に定める。

《施行期日》

この規程は、令和6年9月1日から施行する。

【第8条 2 広場 出店場所 図面】

